

未収金（収入未済額）の状況（債権管理委員会集計）

1 年度末において収入未済が発生している債権

年度末において 収入未済が発生 している債権	区分	収入未済額 (千円)			収入率 (%)		
		現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
	平成25年度	4,214,211	8,868,365	13,082,576	97.84	22.25	92.66
	平成26年度	3,948,581	7,688,041	11,636,622	97.99	22.08	93.32
	平成27年度	4,001,478	6,591,685	10,593,163	97.95	23.49	93.84

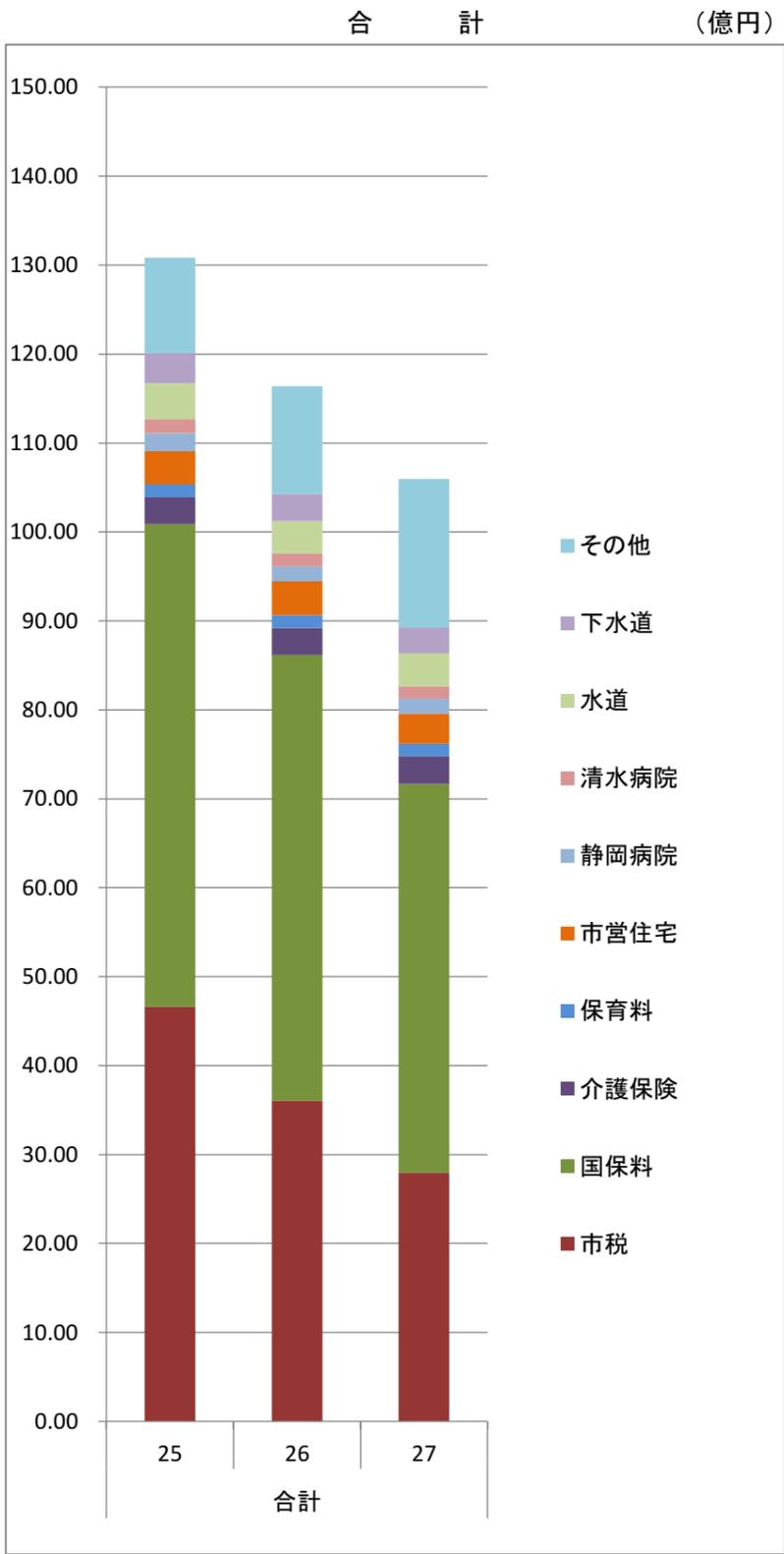
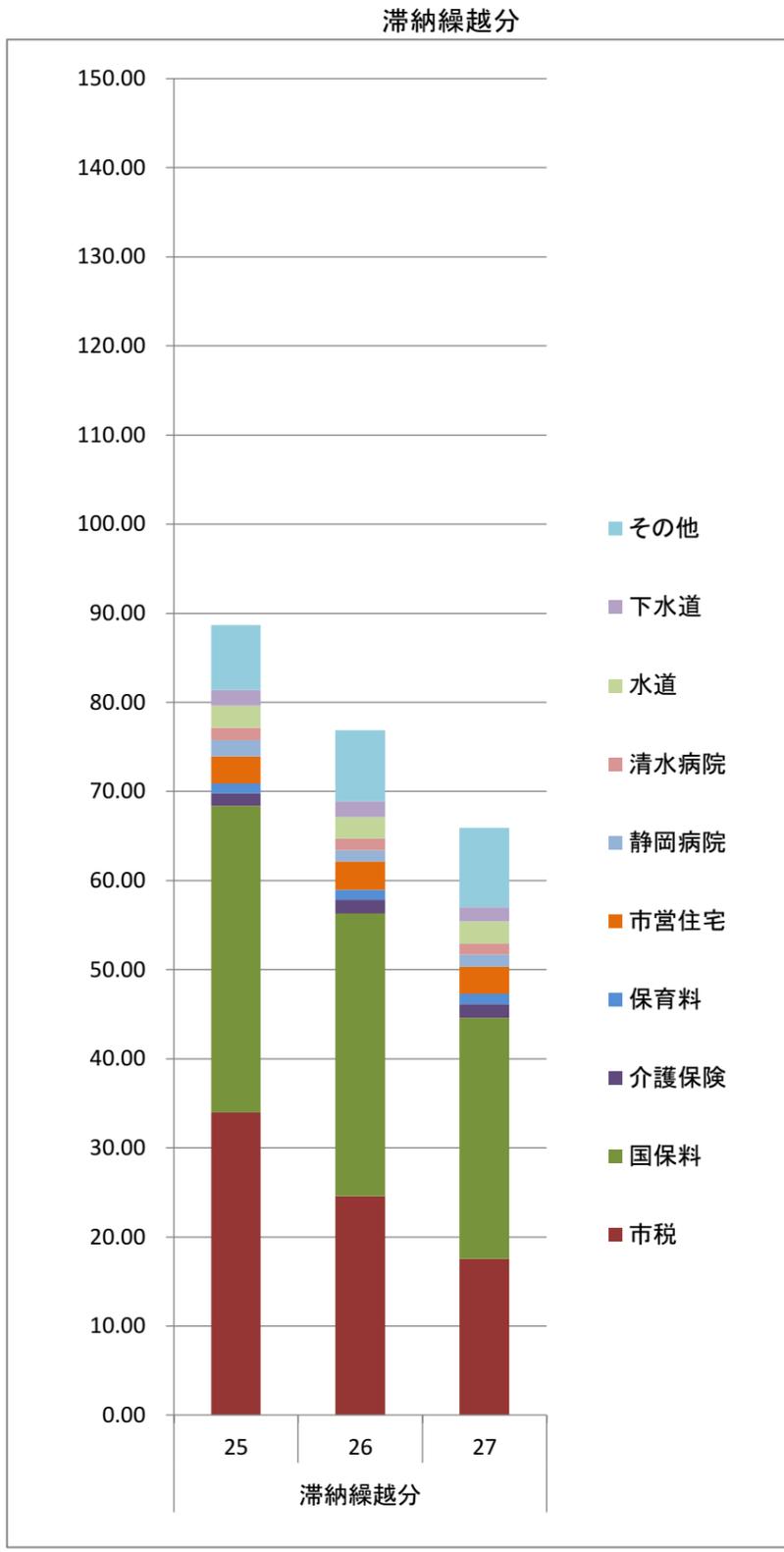
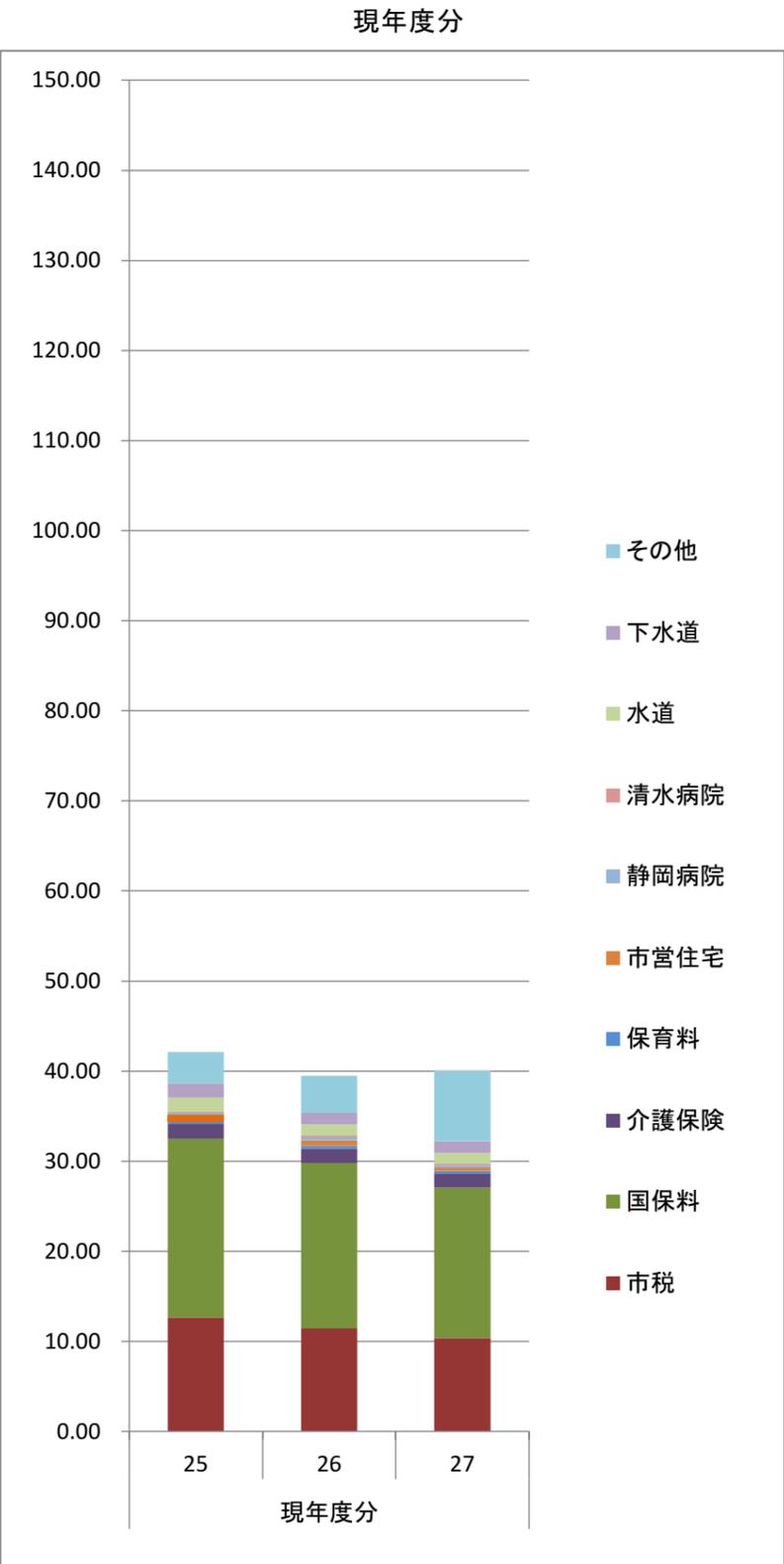
2 1のうち主要債権

債権名	区分	収入未済額 (千円)			収入率 (%)		
		現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
市税	平成25年度	1,267,131	3,395,245	4,662,376	98.99	27.40	95.75
	平成26年度	1,145,713	2,461,476	3,607,189	99.09	28.82	96.62
	平成27年度	1,039,211	1,756,815	2,796,026	99.17	34.38	97.39
国民健康保険料(税)	平成25年度	1,985,422	3,442,043	5,427,465	90.55	18.22	75.45
	平成26年度	1,836,903	3,172,198	5,009,101	90.83	17.69	75.44
	平成27年度	1,666,188	2,704,883	4,371,071	90.90	18.84	75.57
介護保険料	平成25年度	159,150	142,374	301,524	98.66	17.40	96.85
	平成26年度	155,698	150,590	306,288	98.73	16.47	96.76
	平成27年度	158,995	152,496	311,491	98.78	16.23	96.88
保育料	平成25年度	30,838	111,589	142,427	98.83	17.77	94.48
	平成26年度	31,972	111,317	143,289	98.79	15.79	94.57
	平成27年度	26,678	115,253	141,931	98.91	15.27	94.30
市営住宅使用料	平成25年度	72,247	303,691	375,938	95.13	12.03	78.02
	平成26年度	60,248	318,530	378,778	95.90	11.35	78.66
	平成27年度	36,702	302,148	338,850	97.47	14.06	80.18
市立静岡病院 診療収入等	平成25年度	23,408	179,691	203,099	99.01	9.36	91.04
	平成26年度	39,949	126,047	165,996	98.33	11.62	91.56
	平成27年度	30,430	137,697	168,127	98.68	7.05	93.00
市立清水病院 診療収入等	平成25年度	16,901	141,384	158,285	99.04	9.16	91.29
	平成26年度	16,577	129,744	146,321	98.92	9.85	90.75
	平成27年度	17,134	121,129	138,263	98.89	9.31	91.15
水道料金	平成25年度	154,109	247,089	401,198	98.44	34.99	96.04
	平成26年度	120,373	243,672	364,045	98.78	34.75	96.27
	平成27年度	118,626	250,051	368,677	98.79	30.19	96.34
下水道使用料	平成25年度	157,663	177,894	335,557	98.45	38.35	96.49
	平成26年度	130,670	175,322	305,992	98.73	38.63	96.83
	平成27年度	128,782	160,671	289,453	98.76	35.93	96.96

注

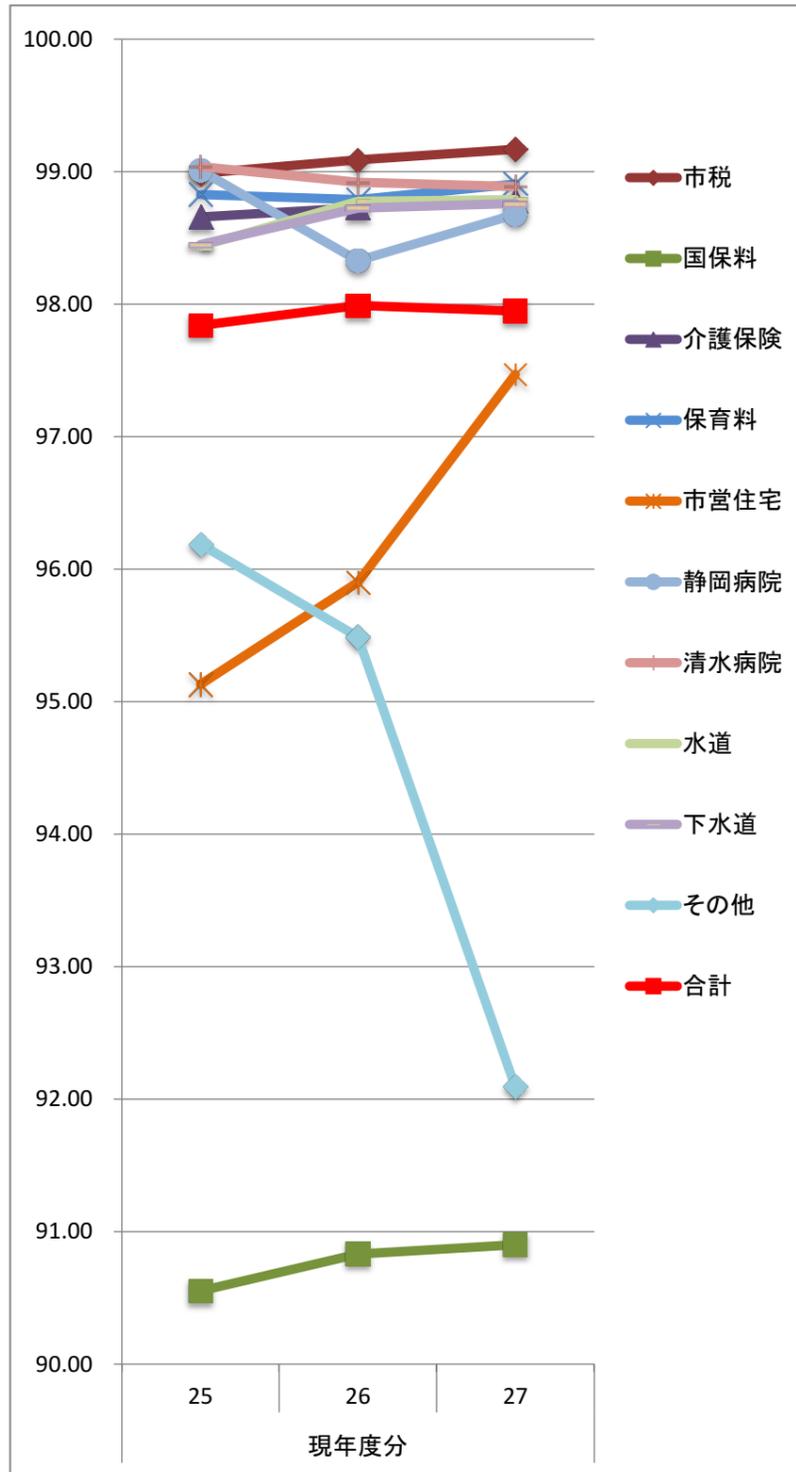
- 原則として、平成27年度決算見込みの数値ですが、公営企業会計に係る債権（市立病院診療収入等、水道料金、下水道使用料）についても、当該年度に発生した債権が翌年度の5月31日までに収入した場合は、当該年度に収入があったものとして算出しています。
- 収入率は、「(収入済額－還付未済額)／調定額×100」（小数点2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入）により算出しているため、個々の債権が公表している収入率と異なる場合があります。
- 上記の表における市立静岡病院及び市立清水病院の診療収入等の収入率は、診療に対して発生する診療収入のうち個人負担分のみを対象に集計したものです。診療に対して発生する診療収入のすべて（個人負担分及び保険者負担分）を集計した合計（現年度分＋滞納繰越分）の収入率は、市立静岡病院は98.79%、市立清水病院は98.45%となります。
- 上記の表における保育料は、こども園使用料を含みます。（平成27年度より）

未収金（収入未済額）の状況（債権管理委員会集計）

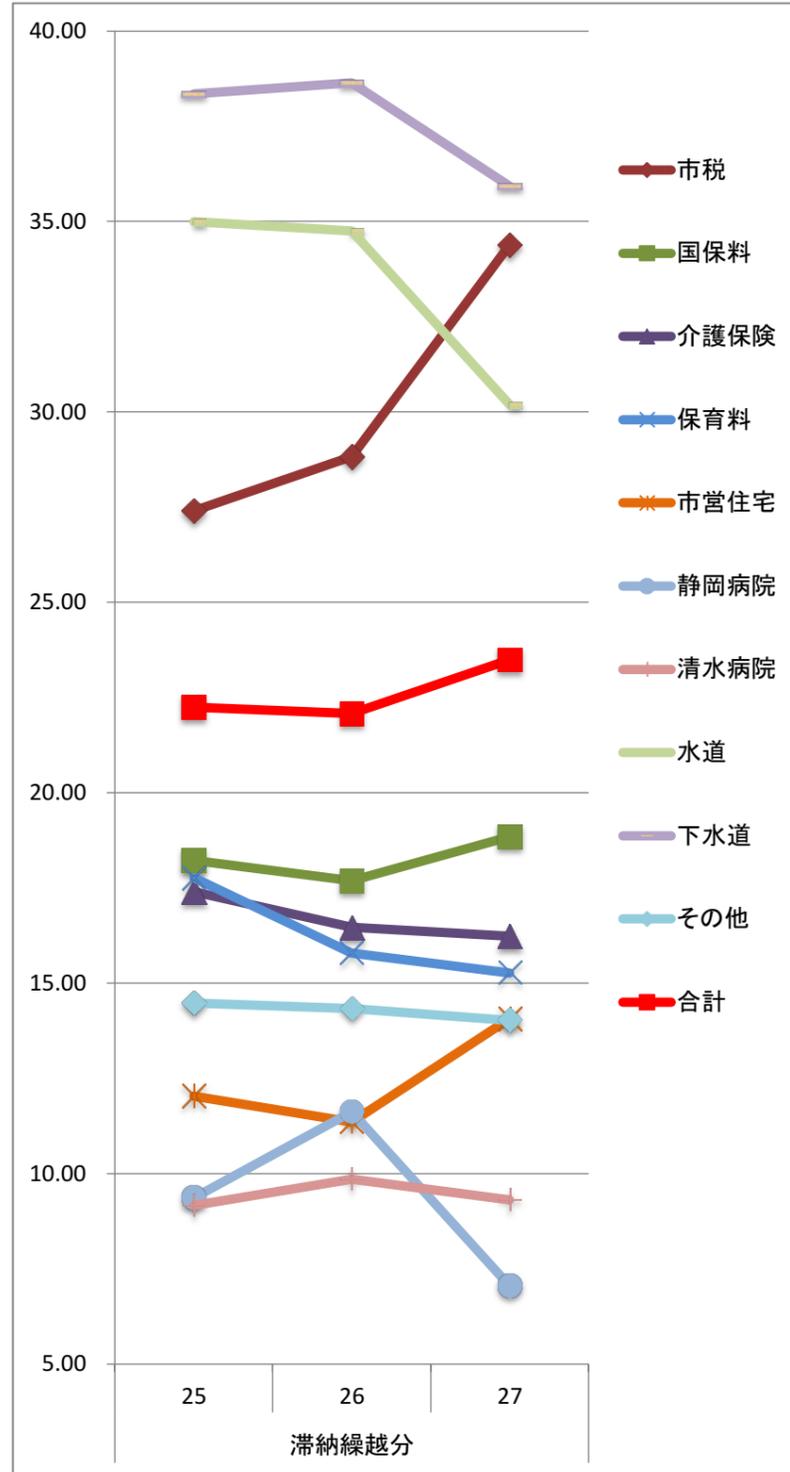


収入率の状況（債権管理委員会集計）

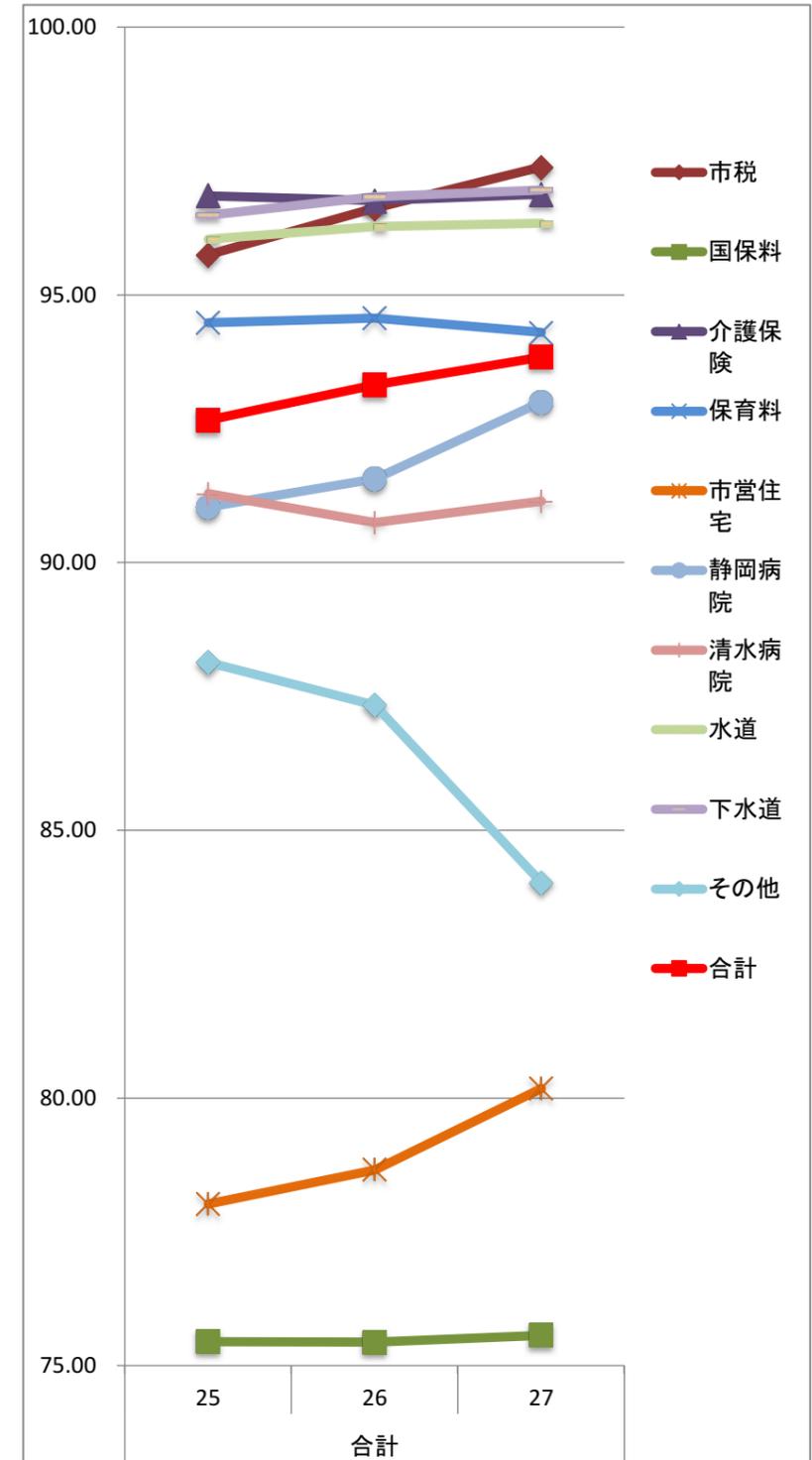
現年度分



滞納繰越分



合計 (%)



平成28年度

主要債権における滞納整理強化期間実施計画書

滞納整理強化期間実施計画書

課名 滞納対策課

債 権 名	市税
実 施 期 間	<p>1 平成 28 年 11 月 21 日（月）から平成 28 年 12 月 18 日（日） 納税課納税係及び清水市税事務所納税係 平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 28 年 11 月 30 日（水） 滞納対策課</p> <p>2 平成 29 年 2 月 1 日（水）から平成 29 年 2 月 28 日（火）</p>
内	<p>【平成 28 年度及び平成 27 年度の初期滞納事案に関するもの】 税目別毎に月単位で催告及び財産調査等が計画された滞納整理事務スケジュールに則り、納税課納税係及び清水市税事務所納税係が実施</p>
	<p>【平成 26 年度以前の滞納事案に関するもの】 高額事案等滞納整理の重点実施項目が計画された滞納整理事務スケジュールに則り、滞納対策課が実施</p>
	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成 27 年度収納率 10%未満の債権は、その原因及び解決策（通年にわたる解決策を含む）を簡潔に記入】 対象外</p>
容	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】 日中、夜間の直接催告及び調査とその結果に応じた滞納処分を行うことで収入未済額の削減を図る ＜滞納整理強化期間中の実施目標＞ 各期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間催告及び調査 8 日間 ・不動産公売 1 回 ・一斉文書催告 1 回 ・夜間納税相談 2 回 ・休日納税相談 1 回

滞納整理強化期間実施計画書

課名 保険年金管理課

債 権 名	国民健康保険料（税）
実 施 期 間	1 平成28年5月、6月（保険年金管理課） 2 平成28年10月から12月まで（葵区、駿河区、清水区の保険年金課）
内 容	<p>【平成28年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <p>〈葵区、駿河区、清水区の保険年金課〉</p> <p>1 現年度分の滞納者への文書催告の実施</p> <p>2 夜間・休日納付相談の実施</p>
	<p>【平成27年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <p>〈保険年金管理課〉</p> <p>1 各区から移管された滞納者への文書催告及び納付相談の実施</p> <p>2 財産調査及び差押の実施</p> <p>〈葵区、駿河区、清水区の保険年金課〉</p> <p>1 文書催告、財産調査、差押の実施</p> <p>2 夜間・休日納付相談の実施</p>
	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成27年度収納率10%未満の債権は、その原因及び解決策（通年にわたる解決策を含む）を簡潔に記入】</p> <p>対象外</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <p>〈3区の滞納整理強化期間における実施目標〉</p> <p>夜間納付相談：各区22回</p> <p>休日納付相談：各区2回</p> <p>財産調査：793件</p> <p>差押：29件</p>

滞納整理強化期間実施計画書

課名 介護保険課

債 権 名	介護保険料
実 施 期 間	平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月
内 容	<p>【平成 28 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <p>(1) 現年滞納者を対象に封書による催告書の発送 (1 月)</p> <p>(2) 介護保険課と 3 区高齢介護課による夜間電話折衝の実施</p> <p>(3) 生活保護受給者の介護保険料の納付状況の確認と納付指導</p>
	<p>【平成 27 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <p>(1) 徴収嘱託員や職員による臨戸徴収及び電話折衝</p> <p>(2) 分納不履行者に対する電話等による納付指導</p>
	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成 27 年度収納率 10%未満の債権は、その原因及び解決策 (通年にわたる解決策を含む) を簡潔に記入】</p> <p>滞納件数のうち半数以上は保険料段階が第 1 段階から第 5 段階の収入の少ない市民税非課税世帯であり徴収も難しい。滞納の初期段階に、滞納者へアプローチし分納をすすめるなどきめ細かい対応をして納付につなげていく。</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果 (目標)】</p> <p>夜間電話折衝件数 700 件 臨戸折衝 150 件 分納・完納約束 50 件</p>

滞納整理強化期間実施計画書

課名 住宅政策課

債 権 名	市営住宅使用料
実 施 期 間	平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日
内	<p>【平成 28 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現年度滞納 3 か月以下の者を対象とした集中電話催告 2. 臨戸訪問による納付指導 3. 休日納付相談の実施 4. 現年度滞納 6 か月以上の滞納者の呼出折衝
	<p>【平成 27 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高額滞納者の呼出折衝 2. 法的措置の強化（明渡訴訟、強制執行等）
容	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成 27 年度収納率 10%未満の債権は、その原因及び解決策（通年にわたる解決策を含む）を簡潔に記入】</p> <p>対象外</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日納付相談対象件数 60 件 ・ 高額滞納者の呼出通知 60 件 ・ 明渡請求 30 件

滞納整理強化期間実施計画書

課名 清水病院医事課

債 権 名	診療収入等
実 施 期 間	平成 28 年 10 月 から 平成 28 年 12 月
内 容	<p>【平成 28 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話催告等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：期間中毎月実施 ・対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 ・内 容：電話による催告の実施（昼夜問わず） 文書による催告の実施（電話不通者） 夜間自宅訪問による催告の実施 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率向上のため、滞納整理強化期間とは別に夜間電話催告を平成 29 年 2・3 月に実施予定
	<p>【平成 27 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話催告等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：期間中毎月実施 ・対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 ・内 容：電話による催告の実施（昼夜問わず） 文書による催告の実施（電話不通者） 夜間自宅訪問による催告の実施
	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成 27 年度収納率 10%未満の債権は、その原因及び解決策（通年にわたる解決策を含む）を簡潔に記入】</p> <p>対象外</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <p>〈滞納整理強化期間における実施目標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○催告対象者に対して折衝を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・催告対象者：現年度 18 人、過年度 82 人 ・夜間電話催告：2 回 ・夜間自宅訪問催告：10 回

滞納整理強化期間実施計画書

課名 営業課

債 権 名	水道料金、下水道使用料
実 施 期 間	平成 28 年 10 月～平成 28 年 12 月
内 容	<p>【平成 28 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p>
	<p>【平成 27 年度以前に発生した未収債権の縮減に関すること】</p> <p>夜間、休日の納付相談、電話折衝及び臨戸折衝の集中実施</p> <p>1 対象者 : 折衝困難（高額滞納者を含む）及び井水使用者で下水道使用料のみ滞納者</p> <p>2 実施期間：平成 28 年 10 月～平成 28 年 12 月 夜間納付相談、電話・臨戸折衝・・・上記期間中 5 日間 休日納付相談、電話・臨戸折衝・・・上記期間中 2 日間</p> <p>3 実施方針：納付に対し、誠意がない等悪質な案件については、支払督促の申立（水道料金）や強制徴収（下水道使用料）等の法的措置で対処する。</p>
	<p>【前年度比収入未済額増の債権及び平成 27 年度収納率 10%未満の債権は、その原因及び解決策（通年にわたる解決策を含む）を簡潔に記入】</p> <p>水道料金においては、給水停止サイクルの短縮化や口座振替の勧奨強化、滞納者の性質別類型化による未納料金の徴収における職員と受託者との役割分担の明確化をするなどして民間委託業者の徴収ノウハウを活用しながら債権回収に努めてきたが、その効果が主に現年度分に顕著であったために滞納繰越分の未済額が思うように減らず、結果的に全体の収入未済額が増となった。今年度は、「支払督促」等の法的措置を積極的に行い、滞納繰越分の債権回収の体制の強化を図っていく。</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <p>夜間電話折衝 (5 日間) 90 件 夜間臨戸折衝 (5 日間) 30 件 休日電話折衝 (2 日間) 25 件 休日臨戸折衝 (2 日間) 15 件</p>